

三田市議会事務局処務規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 (職務)</p> <p>第6条 <u>事務局長は、議長の命を受けて局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>2 <u>課長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所管事務の執行に当たる。</u></p> <p>3 <u>課長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>4 <u>副課長、課長補佐、係長、主査、主任及び書記は、上司の指揮を受け、局の事務に従事する。</u> (専決)</p> <p>第7条 <u>事務局職員の事務の専決については、三田市事務処理規則(昭和51年三田市規則第27号。以下「規則」という。)を準用する。この場合において、規則別表第2中「部長等」及び「次長等」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>局に課長を置くときは、事務局長の専決事項のうち規則別表第2に規定する課長等の専決事項を課長限りで専決することができる。</u></p> <p>第8条 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 (職責及び職務権限)</p> <p>第6条 <u>三田市議会事務局設置条例(昭和33年三田市条例第9号)第5条第1項に定める職員以外の職員の職責及び職務権限については、三田市事務処理規則(昭和51年三田市規則第27号。以下「規則」という。)を準用する。</u></p> <p>(専決及び代決)</p> <p>第7条 <u>事務局職員の事務の専決及び代決については、規則を準用する。この場合において、事務局に次長を置くときは、規則別表第2及び規則第20条中「部長等」とあるのは「事務局長」と読み替え、事務局に次長を置かないときは、規則別表第2中「部長等」及び「次長等」とあるのは「事務局長」と、規則第20条中「部長等」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第8条 省略</p>